ハローワーク雲南 月報

Monthly

令和８年９月内容分

雲 南 公 共 職 業 安 定 所
島根県雲南市木次町里方 514-2
TEL　0854-42-0751
FAX　0854-42-0752

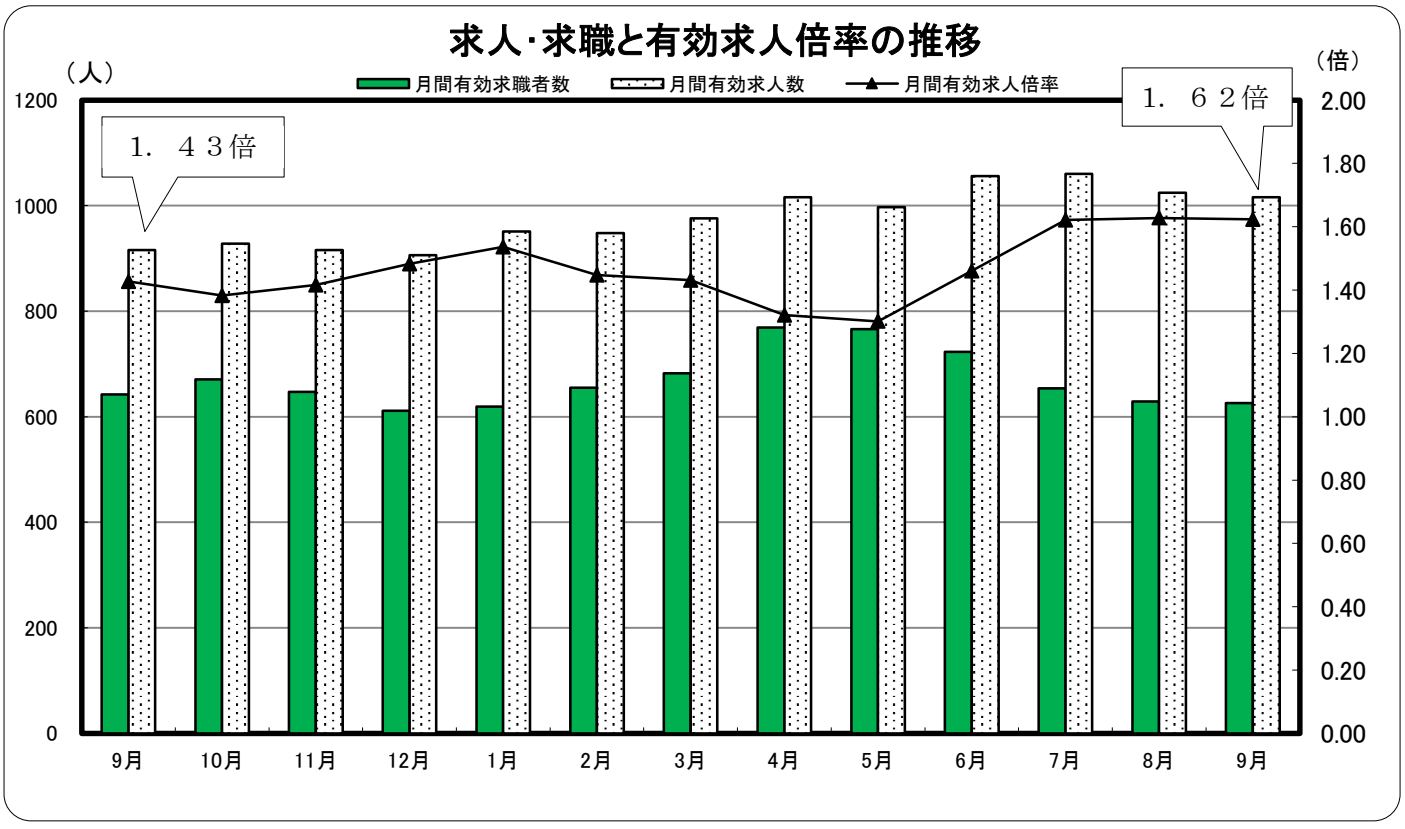
～新規・有効求人倍率～

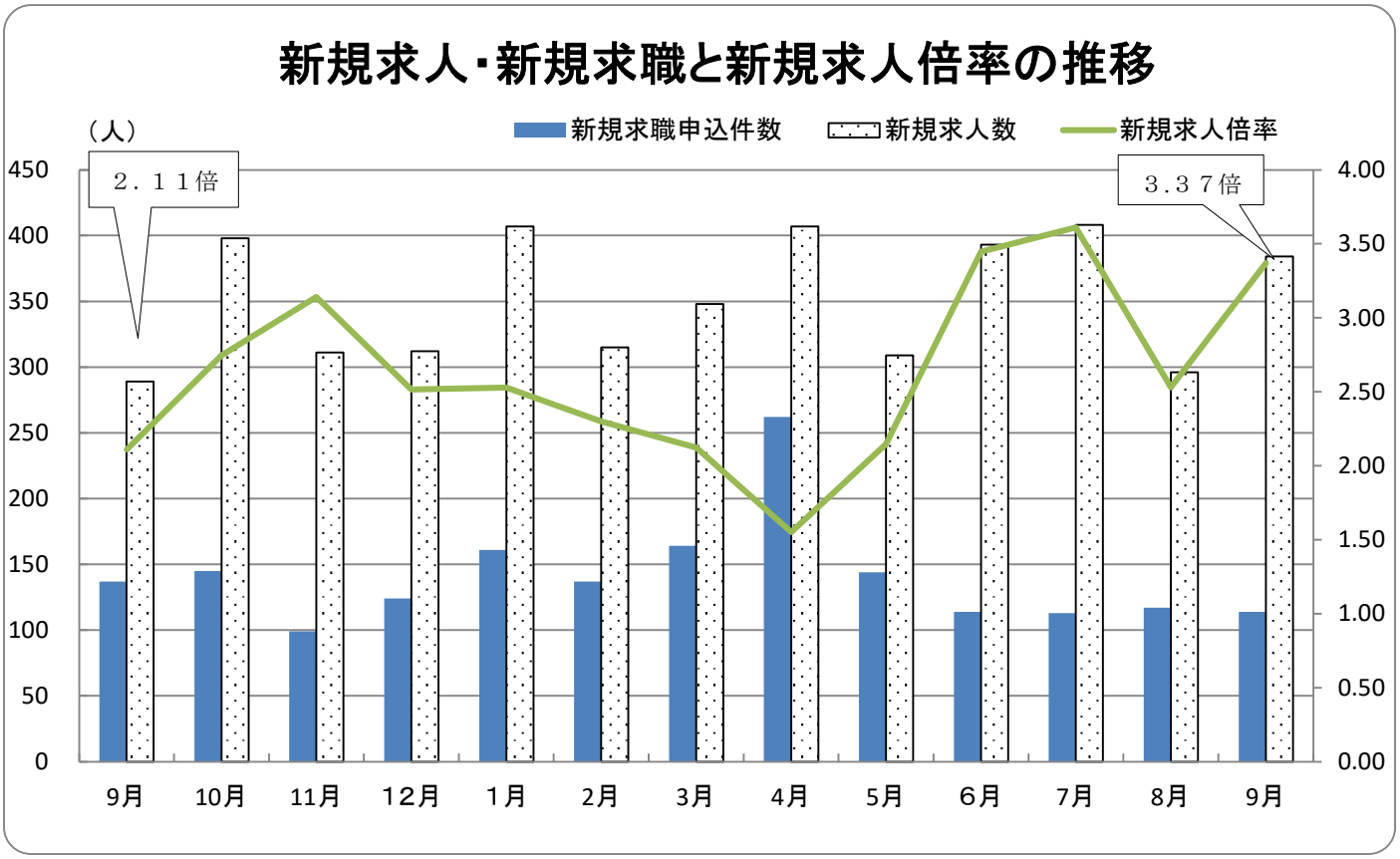
●有効求人倍率１．６２倍（前年同月比↗０．１９）

月間有効求職者数　６２６　月間有効求人数　１０１６

●新規求人倍率３．３７倍（前年同月比↗１．２６）

新規求職者１１４（内パート４８）新規求人数３８４（内パート１２５）





求　人　・　求　職　の　動　き

令和8年9月内容（学卒を除き、パートを含む）

《求人関係》

新規求人数は３８４人で、前年同月比３２．９％（９５人）の増加となりました。
このうち、一般求人は２５９人で前年同月比３４．９％（６７人）の増加になり、パート求人は１２５人で前年同月比２８．９％（２８人）の増加となりました。
新規求人を産業別にみると、製造業が９７人（前年同月比９４．０％の増）、建設業が９３人（同３１．０％の増）、医療、福祉が５７人（同２１．３％の増）、卸売業、小売業が３１人（同１８．４％の減）となりました。月間有効求人数は１０１６人で、前年同月比１０．９％（１００人）の増加となりました。なお、有効求人に占める正社員求人（パートタイム、契約社員・嘱託社員等の正社員以外及び派遣労働者を除く求人）の割合は５９．９％（６０９人）となっています。

《求職関係》

新規求職者数は１１４人で、前年同月比１６．８％（２３人）の減少となりました。
新規求職者のうち、臨時及びパートタイム希望者を除く常用求職者（６６人）について就業状態等の態様をみると、自己都合離職者が全体の５４．５％で、在職者が３０．３％、事業主都合離職者が１３．６％で、無業者が１．５％となりました。
月間有効求職者数は６２６人で、前年同月比２．５％（１６人）の減少となりました。
有効求職者を年齢別にみると、44 歳以下が２４６人（全数に占める割合３９．３％）、45～54 歳が１２９人（２０．６％）、55～64 歳１５３人（２４．４％）、65 歳以上９８人（１５．７％）となっています。

《求人倍率》

新規求人倍率は前年同月を１．２６Ｐ上回る、３．３７倍となりました。また、有効求人倍率は前年同月を０．１９Ｐ上回る、１．６２倍となりました。なお、正社員の有効求人倍率（正社員有効求人数/パートを除く常用有効求職者数で算出）は、前年同月を０．３２Ｐ上回る１．７１倍となっています。

《一般職業紹介状況》

項　　目	当月	前年同月	対前年比(%)	項　　目	当月	前年同月	対前年比(%)
新規求職申込件数	114	137	▲ 16.8	新規求人数	384	289	32.9
うち55歳以上	47	59	▲ 20.3	月間有効求人数	1,016	916	10.9
うち雇用保険受給者	26	26	0.0	就職件数	47	39	20.5
月間有効求職者数	626	642	▲ 2.5	うち55歳以上	15	10	50.0
うち55歳以上	251	254	▲ 1.2	うち雇用保険受給者	20	13	53.8

《産業別新規求人状況》

産　　業	一般	パート	計	前年同月	対前年比(%)
合　　計	259	125	384	289	32.9
A，B　農，林，漁業	14	1	15	15	0.0
C　鉱業，採石業，砂利採取業	6	0	6	8	▲ 25.0
D　建設業	92	1	93	71	31.0
E　製造業	79	18	97	50	94.0
09　食料品製造業	14	10	24	11	118.2
11　繊維工業	0	0	0	21	－
29　電気機械器具製造業	5	0	5	0	－
31　輸送用機械器具製造業	12	3	15	2	650.0
F　電気･ガス･熱供給･水道業	0	0	0	0	－
G　情報通信業	1	2	3	5	▲ 40.0
H　運輸業，郵便業	8	9	17	12	41.7
I　卸売業，小売業	13	18	31	38	▲ 18.4
J　金融業，保険業	0	0	0	0	－
K　不動産業，物品賃貸業	0	0	0	0	－
L　学術研究，専門･技術サービス業	2	0	2	1	100.0
M　宿泊業，飲食サービス業	1	10	11	11	0.0
N　生産関連サービス業，娯楽業	2	2	4	4	0.0
O　教育，学習支援業	1	0	1	2	▲ 50.0
P　医療，福祉	30	27	57	47	21.3
Q　複合サービス事業	3	35	38	11	245.5
R　サービス業(他に分類されないもの)	7	2	9	11	▲ 18.2
S，T　公務・その他	0	0	0	3	－

《雇用保険業務取扱状況》

項　　目	当月	前年同月	対前年比	項　　目	当月	前年同月	対前年比
適用事業所数	925	951	▲ 2.7	受給資格決定件数	25	29	▲ 13.8
被保険者数	10,886	11,146	▲ 2.3	受給者実人員	151	189	▲ 20.1

《人員整理状況》

年月 / 項目	令和6年度計	令和7年 9月	10月	11月	12月	令和8年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
事業所数	21	0	2	2	1	4	1	0	3	0	0	1	3	1
	21	2	2	1	2	0	0	2	3	1	4	2	1	0
対象労働者数	48	0	6	5	1	7	2	0	16	0	0	1	3	1
	137	5	7	7	7	0	0	5	20	1	8	2	2	0

（下段は前年同月）

《年齢別求職者割合》

年齢区分	合計	前年度比	男女計 フルタイム	前年度比	男女計 パートタイム	前年度比	男 フルタイム	前年度比	男 パートタイム	前年度比	女 フルタイム	前年度比	女 パートタイム	前年度比
年齢計	626	▲ 2.5	357	1.1	269	▲ 6.6	211	1.0	107	▲ 0.9	146	1.4	161	▲ 10.6
44歳以下	246	▲ 2.0	182	0.6	64	▲ 8.6	94	0.0	17	0.0	88	1.1	47	▲ 11.3
45歳以上	380	▲ 2.8	175	1.7	205	▲ 6.0	117	1.7	90	▲ 1.1	58	1.8	114	▲ 10.2
(45歳～54歳)	129	▲ 5.8	90	5.9	39	▲ 25.0	51	6.3	15	7.1	39	5.4	24	▲ 36.8
うち55歳以上	251	▲ 1.2	85	▲ 2.3	166	0.0	66	▲ 1.5	75	▲ 2.6	19	▲ 5.0	90	1.1
(55歳～64歳)	153	4.1	58	▲ 12.1	95	17.3	44	▲ 10.2	38	31.0	14	▲ 17.6	57	9.6
うち65歳以上	98	▲ 8.4	27	28.6	71	▲ 16.5	22	22.2	37	▲ 22.9	5	66.7	33	▲ 10.8

島根県最低賃金

時間額 1,092円

効力発生日 令和8年10月10日



島根労働局公式キャラクター
「 しじろー 」

島根県内の事業場で働くすべての労働者（パート、アルバイトを含む）とその使用者に適用されます

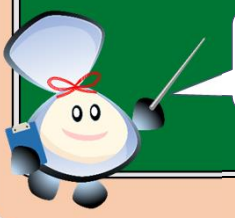
確認ＯＫ？ 最低賃金
働く人も、雇う人も、忘れずに。

最低賃金との比較方法について	
賃金支給方法	最低賃金との比較方法（計算方法）
時間給の場合	時間給 ≧ 最低賃金額
日給制の場合	日給 ÷1日の平均所定労働時間 ≧ 最低賃金額
月給制の場合	月給 ÷1年間における1か月平均所定労働時間 ≧ 最低賃金額
出来高給（請負給）の場合	賃金算定期間（賃金締切期間）に支払われた総額 ÷ その期間に出来高制によって労働した総労働時間 ≧ 最低賃金額
上記が混在する場合	上記それぞれの方法で計算した1時間当たりの金額の合計額≧最低賃金額

1時間1,092円って･･･月給だとどれくらい？

月給 ÷ 1か月平均所定労働時間 ≧ 1,092円

（1か月平均所定労働時間 ＝ 年間所定労働時間 ÷ 12）



月給で支払われる賃金が最低賃金額以上かどうかを調べるには、月給が上の式を満たしているかを確認しましょう！

1時間1,092円を月給換算した金額の例（円）

1日の所定労働時間数	年間休日日数 105日	110日	115日	120日
8時間	189,280（179,054）	185,640（175,610）	182,000（172,167）	178,360（168,724）
7.5時間	177,450（167,863）	174,038（164,635）	170,625（161,407）	167,213（158,179）
7時間	165,620（156,672）	162,435（153,659）	159,250（150,646）	156,065（147,633）

★ 金額は目安であり、具体的な労働条件等により異なります。
（ ）内は1,033円（令和7年度島根県最低賃金）を月給換算した場合の金額
※参考 令和8年土・日・祝日 日数計 ＝ 121日
令和7年就労条件総合調査 労働者1人あたり平均年間休日日数 116.6日

お問い合わせ 島根労働局労働基準部賃金室 TEL 0852-31-1158

松江労働基準監督署	出雲労働基準監督署	浜田労働基準監督署	益田労働基準監督署
TEL 0852-31-1165	TEL 0853-21-1240	TEL 0855-22-1840	TEL 0856-22-2351

経営改善・働き方改革等に向けた相談先

働き方改革推進支援センター
労務管理等の専門家が企業の「働き方改革」や賃金引き上げなどを無料で支援します！
島根働き方改革推進支援センター
0120-514-452
（受付時間 平日 9:00～17:00）

詳しくはこちら

島根県よろず支援拠点
中小企業・小規模事業者等が抱える経営課題に無料で相談対応します！
松江オフィス
0852-60-5103
浜田サテライトオフィス
0855-24-9301

詳しくはこちら

最低賃金に関する特設サイト
https://www.saiteichingin.mhlw.go.jp
最低賃金制度 検索

厚生労働省
島根労働局